

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2020年12月24日

イスラエル当局による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 12/24

● 12月23日夜、イスラエルの内閣は、新型コロナウイルス感染の罹患率上昇を抑えるために必要な強化措置について協議し、原則として以下の決定を承認しました（保健省はこの決定に従い、内閣の承認を受けるための規則を策定します。）。

● 発表内容の詳細につきましては、以下のリンクを御確認の上、追加情報の発表に御留意ください。

● 今後ともイスラエル当局等からの最新情報の入手に努めてください。

- ・ 12月27日（日）の17時から2週間の全面封鎖が課される。
- ・ 実効再生産数（R値）が1を下回り、1日当たりの新規症例数が1,000人を下回らない限り、封鎖を更に2週間延長する選択肢を残す。
- ・ 移動制限：1,000メートル（例外的な場合とワクチン接種を受ける場合を除く。）
- ・ 滞在制限：他人宅に滞在することを禁止（核家族を除く。）
- ・ 商取引、娯楽、レジャー：配達を除いて完全に閉鎖される（料理店からの持ち帰りは行わない。）
- ・ 職場：一般の顧客を受け入れない事業では、通常時の50%に縮小される（財務省と保健省との間の合意に従う。）
- ・ 公共交通機関：50%削減する。
- ・ 集会：閉鎖空間では最大10人、オープンスペースでは最大20人とする。
- ・ 「グリーン・アイランド（事前のPCR検査・陰性証明取得により死海沿岸・エイラットへの観光旅行・滞在を認める制度）」：停止する。
- ・ 個人の運動：距離制限なしで許可される（ただし、車両の利用なしで往来すること。）
- ・ 教育システム：幼稚園、1年生～4年生及び11年生～12年生は、8時から13時まで開校（親は7時から14時まで子どもの送迎のための車両運転が可能。）
- ・ すべての年齢で特別教育は除外される。
- ・ 共同親権下にある子どもは、両親間の移動が許可される。

（首相府発表、英語）

https://www.gov.il/en/departments/news/spoke_joint_statement231220

【参考情報】

（イスラエル保健省）

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/>

（National Emergency Portal）

<https://www.oref.org.il/en>

(新型コロナウイルスに関する当館から発出したこれまでの情報提供)

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_jouhou.html

(新型コロナウイルス感染が疑われる場合の対処方法)

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100090369.pdf>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されます。

【問い合わせ先】

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP: https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更 (3か月以上の滞在):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更 (3か月未満の渡航):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメール配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きしてください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>